

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附則（平成9年法律第21号関係）</p> <p>第8条 手持品課税等</p> <p>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下「平成10年租特改正法」という。）による改正後の酒税法の一部を改正する法律（平成9年法律第21号。以下「平成9年改正法」という。）附則第8条《手持品課税等》の規定に基づく平成12年10月1日（以下「平成9年改正法指定日」という。）における手持品課税の取扱いについては、次による。</p> <p>1 用語の意義</p> <p><u>平成9年改正法指定日における手持品課税の取扱いにおける用語の意義は、次による。</u></p> <p>(1) 「<u>平成9年改正法指定時</u>」とは、<u>平成9年改正法指定日の午前零時をいう。</u></p> <p>(2)～(7) （省略）</p> <p>(8) 「納税義務者」とは、<u>平成9年改正法指定時に貯蔵場所においてしょうちゅう乙類を400リットル以上所持する酒類業者をいう。</u></p> <p>(9) 「納税申告書」とは、<u>平成9年改正法附則第8条第20項において準用する同条第4項に規定する申告書をいう。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>3 所持数量の算定等</p> <p><u>平成9年改正法指定日におけるしょうちゅう乙類の所持数量の算定等は、次による。</u></p> <p>(1) <u>平成9年改正法指定日におけるしょうちゅう乙類の所持数量が400リットル以上であるかどうかの判定は、酒類業者のすべての貯蔵場所において所持するしょうちゅう乙類の数量を合計して行う。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 貯蔵場所において所持するしょうちゅう乙類のうち、次に掲げるもので、その事実が帳簿等により明らかであり、かつ、他のしょうちゅう乙類と区分蔵置されているものは、所持数量に含めないことができる。</p> <p>イ <u>平成9年改正法指定日において、他の者の所有に係るもの</u></p> <p>ロ <u>平成9年改正法指定日において、自己の用に供しているもの</u></p> <p>(注)1・2 （省略）</p> <p>(4) <u>平成9年改正法指定日において、運送業者、倉</u></p> | <p>附則（平成9年法律第21号関係）</p> <p>第8条 手持品課税等</p> <p>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下「租特改正法」という。）による改正後の酒税法の一部を改正する法律（平成9年法律第21号。以下「改正法」という。）附則第8条《手持品課税等》の規定に基づく平成12年10月1日（以下「指定日」という。）における手持品課税の取扱いについては、次による。</p> <p>1 用語の意義</p> <p>手持品課税の取扱いにおける用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 「指定時」とは、指定日の午前零時をいう。</p> <p>(2)～(7) （同左）</p> <p>(8) 「納税義務者」とは、指定時に貯蔵場所においてしょうちゅう乙類を400リットル以上所持する酒類業者をいう。</p> <p>(9) 「納税申告書」とは、改正法附則第8条第20項において準用する同条第4項に規定する申告書をいう。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 所持数量の算定等</p> <p>指定日におけるしょうちゅう乙類の所持数量の算定等は、次による。</p> <p>(1) 指定日におけるしょうちゅう乙類の所持数量が400リットル以上であるかどうかの判定は、酒類業者のすべての貯蔵場所において所持するしょうちゅう乙類の数量を合計して行う。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 貯蔵場所において所持するしょうちゅう乙類のうち、次に掲げるもので、その事実が帳簿等により明らかであり、かつ、他のしょうちゅう乙類と区分蔵置されているものは、所持数量に含めないことができる。</p> <p>イ 指定日において、他の者の所有に係るもの</p> <p>ロ 指定日において、自己の用に供しているもの</p> <p>(注)1・2 （同左）</p> <p>(4) 指定日において、運送業者、倉庫業者等他の</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>庫業者等他の者に寄託その他名目のいかんを問わず保管させているしょうちゅう乙類については、当該しょうちゅう乙類を保管させている酒類業者が当該保管場所を貯蔵場所として所持しているものとして取り扱う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(5) <u>平成9年改正法</u>指定時において、輸送途上にあるしょうちゅう乙類については、荷受人である酒類業者がその荷受先となるべき貯蔵場所において所持しているものとして取り扱う。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>4 酒税額等の計算</p> <p>手持品課税に係る酒税額の計算に当たっては、次による。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1) 手持品課税に係る酒税額</p> <p>次に掲げるしょうちゅう乙類の手持品課税に係る酒税額については、それぞれに掲げる金額であるから留意する。</p> <p>イ 措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの</p> <p><u>平成10年租特改正法</u>による改正後の措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》第4項に規定する税率により算出した酒税額と同条第3項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>法第22条《課税標準及び税率》第1項第3号に規定する税率により算出した酒税額と<u>平成9年改正法</u>附則第4条《しょうちゅう及びウイスキー類に係る税率の特例》第3項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 <u>平成9年改正法</u>指定時以後における戻し入れ酒類の取扱い</p> <p><u>平成9年改正法</u>附則第8条《手持品課税等》第20項において準用する同条第7項の規定により、手持品課税が行われたしょうちゅう乙類が<u>平成9年</u></p> | <p>者に寄託その他名目のいかんを問わず保管させているしょうちゅう乙類については、当該しょうちゅう乙類を保管させている酒類業者が当該保管場所を貯蔵場所として所持しているものとして取り扱う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(5) 指定時において、輸送途上にあるしょうちゅう乙類については、荷受人である酒類業者がその荷受先となるべき貯蔵場所において所持しているものとして取り扱う。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>4 酒税額等の計算</p> <p>手持品課税に係る酒税額の計算に当たっては、次による。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1) 手持品課税に係る酒税額</p> <p>次に掲げるしょうちゅう乙類の手持品課税に係る酒税額については、それぞれに掲げる金額であるから留意する。</p> <p>イ 措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの</p> <p>租特改正法による改正後の措置法第87条の2《低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例》第4項に規定する税率により算出した酒税額と同条第3項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>法第22条《課税標準及び税率》第1項第3号に規定する税率により算出した酒税額と改正法附則第4条《しょうちゅう及びウイスキー類に係る税率の特例》第3項に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額</p> <p>(2) (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 指定時以後における戻し入れ酒類の取扱い</p> <p>改正法附則第8条《手持品課税等》第20項において準用する同条第7項の規定により、手持品課税が行われたしょうちゅう乙類が指定時以後酒類</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>改正法</u>指定時以後酒類の製造場に戻し入れ又は移入された場合における法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 罰則規定の適用</p> <p>納税申告書の提出を怠った者に対しては、<u>平成9年改正法附則第8条《手持品課税等》第21項及び偽りその他不正の行為によって手持品課税に係る酒税を免れ、又は免れようとした者に対しては、法第55条第1項第1号に規定する罰則規定を厳格に適用する。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> | <p>の製造場に戻し入れ又は移入された場合における法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 罰則規定の適用</p> <p>納税申告書の提出を怠った者に対しては、<u>改正法附則第8条《手持品課税等》第21項及び偽りその他不正の行為によって手持品課税に係る酒税を免れ、又は免れようとした者に対しては、法第55条第1項第1号に規定する罰則規定を厳格に適用する。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p><u>附則(平成15年法律第8号関係)</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>用語の意義</u></p> | |
| <p><u>この附則における用語の意義は、第1編 総則《用語の意義》によるほか、次による。</u></p> | |
| <p>(1) <u>「平成15年改正法」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)をいう。</u></p> | |
| <p>(2) <u>「新酒税法」とは、平成15年改正法による改正後の酒税法をいう。</u></p> | |
| <p>(3) <u>「旧酒税法」とは、平成15年改正法による改正前の酒税法をいう。</u></p> | |
| <p>(4) <u>「旧措置法」とは、平成15年改正法による改正前の租税特別措置法をいう。</u></p> | |
| <p>(5) <u>「新法ビール」とは、旧酒税法の規定では発泡酒に該当し、かつ、新酒税法ではビールに該当する酒類をいう。</u></p> | |
| <p>(6) <u>「平成15年改正法指定日」とは、平成15年5月1日をいう。</u></p> | |
| <p>(7) <u>「平成15年改正法指定時」とは、指定日の午前零時をいう。</u></p> | |
| <p>(8) <u>「酒類の製造者」とは、製造者及び法の規定により酒類の製造免許を受けたものとみなされた者をいう。</u></p> | |
| <p>(9) <u>「料飲店等営業者」とは、酒場、料理店、ホテルその他の酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている者をいう。</u></p> | |
| <p>(10) <u>「酒類の販売業者」とは、販売業者及び料飲店等営業者をいう。</u></p> | |
| <p>(11) <u>「酒類業者」とは、酒類の製造者及び酒類の販売業</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>者をいう。</p> <p>(12) 「酒類の製造場」とは、製造場及び法の規定により所持する酒類につき酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所をいう。</p> <p>(13) 「課税対象酒類」とは、法第3条《その他の用語の定義》に規定する合成清酒（措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第2項の要件を満たすものに限る。）果実酒、甘味果実酒、発泡酒（法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号イ(2)及び(3)に該当するものに限る。）及びその他の雑酒（同号ハ(2)に該当するものに限る。）をいう。</p> <p>(14) 「貯蔵場所」とは、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で課税対象酒類を所持する場所をいう。 （注）平成15年改正法指定前に法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》に規定する申告手続が行われた課税対象酒類が、平成15年改正法指定時に保税地域内に蔵置されている場合には、当該保税地域は課税対象酒類の貯蔵場所に該当するのであるから留意する。</p> <p>(15) 「手持品課税納税申告書」とは、平成15年改正法附則第39条第4項に規定する申告書をいう。</p> | |
| <p>第33条 <u>ビール等に係る製造免許等の経過措置</u></p> <p>第1項関係</p> <p>1. <u>ビールの製造免許又は販売業免許に係る経過措置の対象となる酒類の範囲</u></p> <p>平成15年改正法附則第33条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第1項の規定によりビールの製造免許又は販売業免許を受けたものとみなされる酒類は、ビール（麦を原料の一部としたものに限る。）に限り、麦を原料とした新酒税法上のビールであっても旧酒税法の規定では発泡酒に該当しない酒類は、対象とはならない。</p> <p>（注）平成15年改正法附則第33条第1項の経過措置は、酒類の種類が変更となる旧酒税法の規定の発泡酒の製造を休造（製造実績がない場合を含む。）している場合又は販売業を休止している場合であっても適用されるのであるから留意する。</p> <p>2. <u>製造免許又は販売業免許を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲</u></p> <p>平成15年改正法附則第33条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第1項の規定によりビール（麦を原料</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>の一部としたものに限る。)の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなされる製造場又は販売場は、製造する酒類の範囲について、新法ビールが含まれている旧酒税法上の発泡酒の製造免許又は販売業免許を受けている製造場又は販売場に限る。</p> <p>(注)例えば、一の製造者が、旧酒税法の規定に基づき発泡酒の製造免許(製造する酒類の範囲又は製造方法についての条件が付されていないもの)を受けている製造場と清酒の製造免許を受けている製造場の2つの製造場を有している場合には、前者の製造場に限り新法ビールの製造免許を受けたものとみなされることになる。</p> <p>3 <u>ビールの製造免許に付された「麦を原料の一部としたものに限る。」旨の条件の緩和の取扱い</u></p> <p>平成 15 年改正法附則第 33 条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第 1 項の規定によりを受けたものとみなされたビールの製造免許に付された「麦を原料の一部としたものに限る。」旨の条件の緩和又は解除は、第 11 条第 2 項関係の 2 「製造する酒類の範囲の条件」の緩和又は解除の取扱い のために該当し、かつ、当該条件の緩和又は解除後の製造見込数量が法定製造数量に達している場合に限り当該条件を緩和又は解除する。</p> <p>4 <u>ビールの製造免許に係る経過措置の適用を受けた場合の休造等の取扱い</u></p> <p>(1) 平成 15 年改正法附則第 33 条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第 1 項の規定によりビールの製造免許を受けたものとみなされた場合における発泡酒及びビールについての法第 12 条《酒類の製造免許の取消》第 3 号又は同条第 4 号の適用については、ビールの製造免許につき麦を原料の一部としたものに限る旨の条件の緩和又は解除を受けている場合を除き、当分の間、発泡酒と新法ビールの合計数量で判定する。</p> <p>(2) 発泡酒と新法ビールのいずれか一方の酒類の製造実績がある場合には、発泡酒及びビールにつき法第 12 条《酒類の製造免許の取消》第 3 号に、また、発泡酒と新法ビールの製造数量の合計が発泡酒の法定製造数量に達している場合には、発泡酒及びビールにつき同条第 4 号に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>第 2 項関係</p> <p>1 <u>ビール以外の酒類の製造免許又は販売業免許に係る経過措置の対象となる酒類の範囲</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|------------------|----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|--------|-----|-----|--|
| <p>(1) <u>平成 15 年改正法附則第 33 条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第 2 項の規定により、酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなされるのは、例えば、旧酒税法の規定では発泡酒に該当し、かつ、新酒税法ではリキュール類に該当する酒類に限ってリキュール類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなすものであって、旧酒税法の規定では発泡酒に該当しない新酒税法のリキュール類の製造免許又は販売業免許までを受けたものとみなすものではないから留意する。</u></p> <p>(注) <u>平成 15 年改正法附則第 33 条第 2 項の経過措置は、酒類の種類又は品目が変更となる酒類の製造を休止（製造実績がない場合を含む。）している場合又は販売業を休止している場合であっても適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>平成 15 年改正法附則第 33 条第 2 項の経過措置により酒類の種類又は品目が変更となる酒類は、次表に定めるとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="209 1003 767 1317"> <thead> <tr> <th>旧酒税法の規定による種類又は品目</th> <th>新酒税法の規定による種類又は品目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スピリッツ類</td> <td>発泡酒</td> <td>注 1</td> </tr> <tr> <td>リキュール類</td> <td>発泡酒</td> <td>注 1</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td>スピリッツ類</td> <td>注 2</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td>リキュール類</td> <td>注 3</td> </tr> <tr> <td>その他の雑酒</td> <td>発泡酒</td> <td>注 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 <u>発泡酒の免許を受けたものとみなされる酒類の範囲</u></p> <p>(1) <u>旧酒税法の規定においてスピリッツ類又はリキュール類に該当する酒類のうち、麦を原料の一部とした酒類(麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。)で、発泡性を有するもの</u></p> <p>(2) <u>旧酒税法の規定においてその他の雑酒に該当する酒類のうち、麦を原料の全部又は一部とした酒類で、発泡性を有するもの</u></p> <p>2. <u>スピリッツ類の製造免許を受けたものとみなされる発泡酒の範囲</u></p> <p><u>旧酒税法の規定において発泡酒に該当する酒類のうち、麦芽を原料の全部又は一部とした酒類で、麦を原料の全部又は一部としたアルコール含有物を蒸留したものを混和し</u></p> | 旧酒税法の規定による種類又は品目 | 新酒税法の規定による種類又は品目 | 備考 | スピリッツ類 | 発泡酒 | 注 1 | リキュール類 | 発泡酒 | 注 1 | 発泡酒 | スピリッツ類 | 注 2 | 発泡酒 | リキュール類 | 注 3 | その他の雑酒 | 発泡酒 | 注 1 | |
| 旧酒税法の規定による種類又は品目 | 新酒税法の規定による種類又は品目 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スピリッツ類 | 発泡酒 | 注 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リキュール類 | 発泡酒 | 注 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発泡酒 | スピリッツ類 | 注 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発泡酒 | リキュール類 | 注 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の雑酒 | 発泡酒 | 注 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>た発泡性を有するもの(エキス分2度未満のものに限る。)</u></p> <p><u>3 リキュール類の製造免許を受けたものとみなされる発泡酒の範囲</u></p> <p><u>旧酒税法の規定において発泡酒に該当する酒類のうち、麦芽を原料の全部又は一部とした酒類で、麦を原料の全部又は一部としたアルコール含有物を蒸留したものを混和した発泡性を有するもの(エキス分2度以上のものに限る。)</u></p> <p><u>2 第1項関係の取扱いの準用</u></p> <p><u>第1項関係の2から4の定めは、第2項関係の取扱いにおいて準用する。</u></p> <p><u>第39条 手持品課税</u></p> <p><u>平成15年改正法附則第39条《手持品課税》の規定に基づく平成15年改正法指定日における手持品課税の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>1 貯蔵場所の範囲等</u></p> <p><u>(1) 貯蔵場所には、酒類業者の倉庫、居宅等を含む。この場合、当該貯蔵場所の敷地が連続していない場所であっても、その位置、建物、設備及び管理の実態等からみて、機能的に同一の貯蔵場所と認められるもので、酒税の取締り上特に支障のないときは、一の貯蔵場所として取り扱う。</u></p> <p><u>(2) 一の税務署管内の2以上の場所に課税対象酒類を所持している場合において、当該所持場所ごとの課税対象酒類の所持数量の明細を添付して手持品課税納税申告書の提出があったときは、一の貯蔵場所(原則として、当該所持場所のうち課税対象酒類の所持数量が最も多い場所とする。)において所持していたものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注)この取扱いは、貯蔵場所ごとに課税対象酒類の所持数量の明細を作成し、手持品課税納税申告書に添付した場合に限り認めるのであるから留意する。</u></p> <p><u>2 所持数量の算定等</u></p> <p><u>平成15年改正法指定日における課税対象酒類の所持数量の算定等は、次による。</u></p> <p><u>(1) 平成15年改正法指定日における課税対象酒類の所持数量が800リットル以上であるかどうかの判定は、当該酒類業者のすべての貯蔵場所において所持する</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>課税対象酒類の数量を合計して行う。</u></p> <p>(2) <u>貯蔵場所ごとの課税対象酒類の所持数量は、当該場所における現実の所持数量による。</u></p> <p>(3) <u>貯蔵場所において所持する課税対象酒類のうち次に掲げるもので、その事実が帳簿等により明らかであり、かつ、他の課税対象酒類と区分蔵置されているものは、所持数量に含めないこととして差し支えない。</u></p> <p><u>イ 平成 15 年改正法指定時において、他の者の所有に係るもの</u></p> <p><u>ロ 平成 15 年改正法指定時において、自己の用に供しているもの</u></p> <p><u>(注)1 他の酒類業者の所有に係る課税対象酒類は、その所有者である酒類業者の所持数量に合計されていることを確認する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>2 「自己の用に供しているもの」とは、例えば、個人的消費又は試験研究用、展示見本等で、その数量及び形状等から判断して、適当と認められる範囲のものをいう。</u></p> <p>(4) <u>平成 15 年改正法指定時において、運送業者、倉庫業者等他の者に寄託その他名目のいかんを問わず保管させている課税対象酒類については、当該酒類を保管させている酒類業者が当該保管場所を貯蔵場所として所持しているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注)平成 15 年改正法指定時において保税地域内に蔵置されている課税対象酒類のうち、平成 15 年改正法指定時前に法第 30 条の 3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》に規定する申告手続をしたもの（関税法（昭和 29 年法律第 145 号）第 7 条の 2《特例申告》第 2 項に規定する特例申告を行う場合にあつては、輸入の許可を受けたもの）については、当該保税地域を貯蔵場所として当該酒類を所有する酒類業者が所持していることになるのであるから留意する。</u></p> <p>(5) <u>平成 15 年改正法指定時において、輸送途上にある課税対象酒類については、(3)にかかわらず、荷受人である酒類業者がその荷受先となるべき貯蔵場所において所持しているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>3 酒税額等の計算</u></p> <p><u>手持品課税に係る酒税額等の計算は、次による。</u></p> <p><u>(注) 1 の(2)に該当する場合については、各貯蔵場所における所持数量を合計して酒税額を計算するの</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>であるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>手持品課税に係る酒税額</u> <u>手持品課税に係る酒税額については、次に掲げる金額であるから留意する。</u></p> <p>イ <u>合成清酒</u> <u>新酒税法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項第 2 号に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項第 2 号に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>ロ <u>果実酒、甘味果実酒及びその他の雑酒</u> <u>新酒税法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項から第 3 項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項から第 3 項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>ハ <u>発泡酒</u> <u>新酒税法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項第 10 号イに規定する税率により算出した場合の酒税額と旧措置法第 87 条の 4《発泡酒に係る酒税の税率の特例》第 1 項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>所持数量等の端数計算</u> <u>所持数量及び酒税額の端数処理は、次による。</u></p> <p>イ <u>所持数量</u> <u>1 容器当たりの数量はミリリットル位に、税率適用区分の異なるごとの合計数量は 10 ミリリットル位にとどめ、それぞれの端数を切り捨てる。</u></p> <p>ロ <u>酒税額</u> <u>酒税額は、税率適用区分ごとに円位に、納付税額は 100 円位にとどめ、それぞれの端数を切り捨てる。</u></p> <p>4. <u>手持品課税納税申告書の提出</u> <u>手持品課税納税申告書は、1 の(2)に該当する場合を除き、課税対象酒類の貯蔵場所ごとに、各貯蔵場所の所轄税務署長あてにそれぞれ提出する。</u></p> <p>5. <u>平成 15 年改正法指定時以後における戻し入れ等酒類の取扱い</u> <u>新酒税法附則第 39 条《手持品課税等》第 7 項の規定により手持品課税が行われた課税対象酒類が、平成 15 年改正法指定時以後酒類の製造場に戻し入れ又は移入（以下、この項において「戻し入れ等」という。）された場合における法第 30 条《戻し入れの場合の酒税額の控</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>除等》の規定の適用は、次による。</u></p> <p>(1) <u>手持品課税済確認申請</u></p> <p><u>手持品課税が行われた課税対象酒類が、酒類の製造場に戻し入れ等された場合において、当該製造場の所在地の所轄税務署長が、当該酒類の製造者の確認申請に基づき当該酒類について手持品課税が行われたことを確認した場合には、法第 30 条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用に当たっては、手持品課税に係る酒税額についても控除又は還付する。</u></p> <p>(2) <u>手持品課税済証明申請</u></p> <p><u>(1)の確認は、当該製造場に戻し入れ等された酒類が手持品課税の適用を受けたことについて、当該酒類に係る手持品課税納税申告書の提出を受けた税務署長が証明した書類により行う。</u></p> <p><u>ただし、当該製造場の所轄税務署長と当該手持品課税納税申告書の提出を受けた税務署長が同一である場合には、この証明によらず手持品課税納税申告書等により確認することとして差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 手持品課税が行われていない課税対象酒類が、酒類の製造場に戻し入れ等された場合の法第 30 条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用に当たっては、平成 15 年 4 月 30 日以前の適用税率により課された酒税額を控除又は還付することに留意する。</u></p> <p>6 <u>その他</u></p> <p>(1) <u>罰則の適用</u></p> <p><u>手持品課税納税申告書の提出を怠った者等に対しては、平成 15 年改正法附則第 39 条第 9 項及び第 10 項の規定を、偽りその他不正の行為によって手持品課税に係る酒税を免れ又は免れようとした者に対しては、法第 55 条第 1 項に規定する罰則規定を厳格に適用する。</u></p> <p><u>(注) これらの規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者に対しては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に則り、法第 12 条《酒類の製造免許の取消》第 2 号又は同第 14 条《酒類の販売業免許の取消し》第 2 号の規定による免許の取消しに係る聴聞を行うのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>沖縄県産酒類の手持品課税</u></p> <p><u>沖特法第 80 条《内国消費税等に関する特例》第 1 項第 1 号の規定により酒税の軽減を受けた沖縄県産酒類で、酒類業者がその沖縄県内における貯蔵場所で所持する課税対象酒類に係る手持品課税は、酒税法施行</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>令の一部を改正する政令(平成15年政令第136号)附則第5条《沖縄の復帰に伴う国税関係の適用の特別措置等に関する政令の一部改正》による改正後の沖特令第89条《酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等》の規定に基づき、この通達に準じて取り扱う。</u></p> | |